

# 第2期稲美町地域福祉計画

～みんなで作る 誰もが安心して暮らせる地域共生社会～

## 概要版



令和8(2026)年3月

稲美町

## はじめに

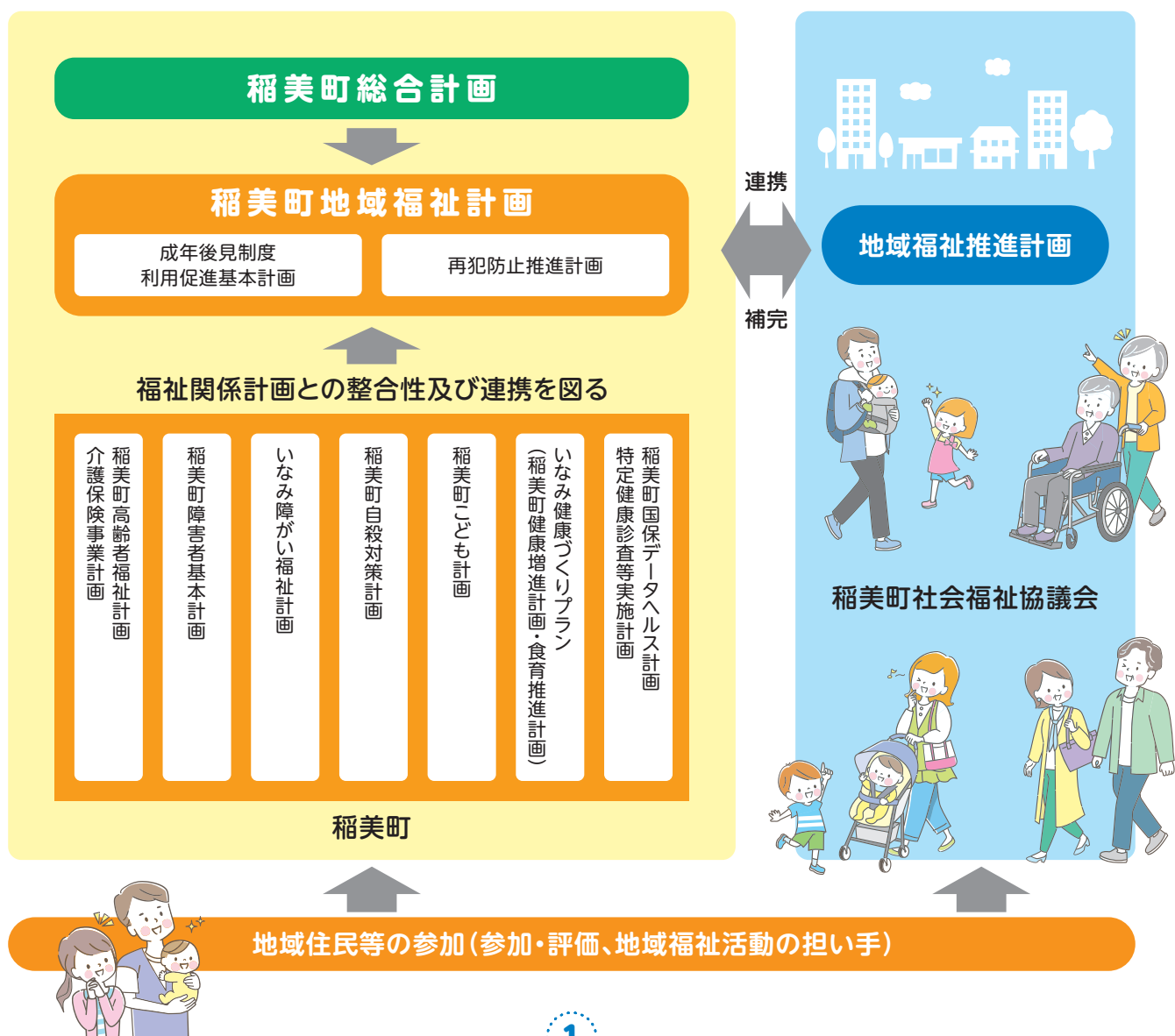
「地域福祉」とは、地域で暮らす人々が、年齢や障がいの有無などに関係なく、お互いに助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。

本町では、令和3(2021)年3月、「稲美町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできましたが、前計画の策定直後に施行された改正社会福祉法では、重層的支援体制整備事業が創設され、より包括的な支援体制の整備が求められています。

令和8(2026)年3月に同計画期間が満了することから、これまでの取り組みの成果と残された課題を検証しつつ、地域を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応した「第2期稲美町地域福祉計画(令和8(2026)年度～令和12(2030)年度)」を策定することとしました。

## 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、住民と行政、福祉事業者等が一体となって、地域の福祉を向上させるための行政計画です。地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める、福祉分野の基盤となる計画と位置づけられます。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」を包含する計画とします。



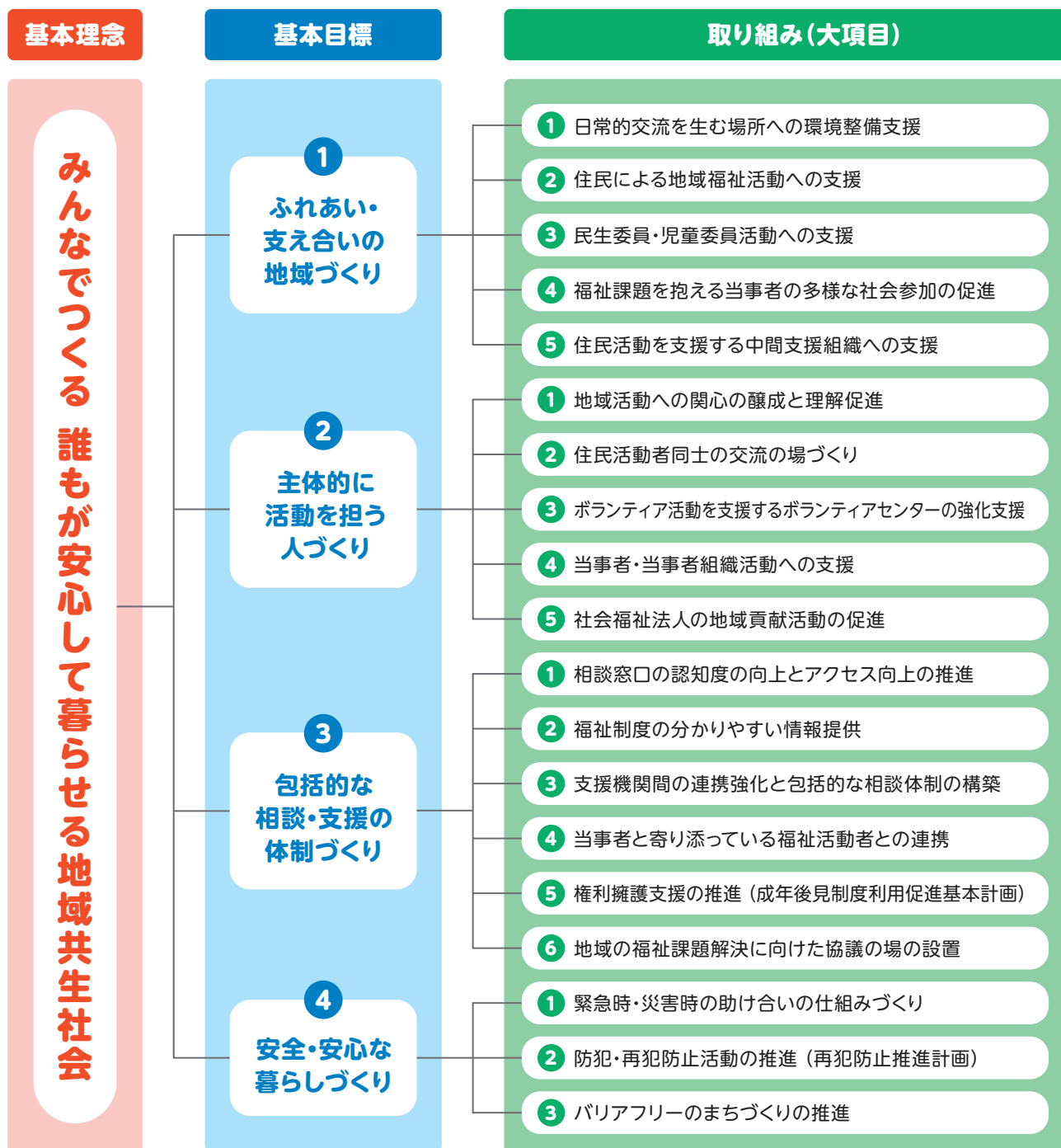
## 計画の基本理念



# みんなで作る 誰もが安心して暮らせる地域共生社会

この計画では、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、地域住民一人ひとりが、地域の生活課題に主体的に関わり、サービスの担い手としても参画していく協働のまちづくりを通じて、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

## 計画の体系



## 基本目標ごとの取り組み



### 基本目標1 ふれあい・支え合いの地域づくり



#### ① 町(行政)が住民・事業者の協力を得て取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
1	日常的交流を生む場所への環境整備支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 居場所の設置の促進と運営の支援</li><li>● 住民交流拠点の整備の促進</li></ul>
2	住民による地域福祉活動への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 住民活動を支える伴走型の支援</li><li>● 地域での健康づくりと介護予防の促進</li><li>● 地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくり</li></ul>
3	民生委員・児童委員活動への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 民生委員・児童委員活動の充実のための環境整備</li></ul>
4	福祉課題を抱える当事者の多様な社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 社会とのつながりを回復する支援(参加支援)</li><li>● 障がい者等の社会参加への支援</li></ul>
5	住民活動を支援する中間支援組織への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 稲美町社会福祉協議会の機能強化支援</li><li>● 住民活動団体(NPO等)への運営ノウハウの提供と相談支援体制の充実</li></ul>

#### ② 地域住民・住民団体(当事者組織含む)にお願いしたいこと

- あいさつや立ち話など、日頃の無理のないつきあいから、隣近所と「顔の見える関係」を築きましょう。
- 地域の行事に顔を出し、楽しみながら自分や家族の居場所を見つけましょう。
- 地域の中で「最近見かけないな」「様子が気になるな」と感じたら、民生委員・児童委員や自治会等の身近な相談相手に伝えましょう。
- 年齢や障がい、国籍などの違いを理解し、誰もが参加しやすい温かい地域づくりに協力しましょう。

#### ③ 福祉事業者、専門職等にお願いしたいこと

- 事業所の交流スペースや機能を活用し、住民が気軽に立ち寄れる拠点づくりを住民と協働して取り組んでいきましょう。
- 日頃のサービス提供を通じて利用者の生活の変化に気づき、制度の狭間にある困りごとをキャッチしましょう。
- 学校や地域団体と連携し、福祉体験学習や交流イベントの企画・運営に専門職として協力しましょう。



## 基本目標2 主体的に活動を担う人づくり



### ① 町(行政)が住民・事業者の協力を得て取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
1	地域活動への関心の醸成と理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙やSNSなどの多様な媒体を活用した活動情報の周知</li> <li>● ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、つなぐ人)(※)等の養成と普及啓発(障がい者等へのサポートを含む見守り・支援)</li> </ul>
2	住民活動者同士の交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動等を通じた支え合い意識の醸成</li> <li>● 連携を深めるための意見交換の場づくり</li> </ul>
3	ボランティア活動を支援するボランティアセンターの強化支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民等のニーズと資源を結ぶマッチング機能の強化</li> <li>● ボランティアセンターの機能強化とボランティアの育成</li> <li>● 学校教育におけるボランティア活動の継続実施</li> </ul>
4	当事者・当事者組織活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当事者団体等の運営支援</li> <li>● 当事者の声を地域づくり等へ反映させる場づくり</li> </ul>
5	社会福祉法人の地域貢献活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉法人による地域と協働して取り組む地域支援活動の促進</li> <li>● 法人の連携による地域課題への取り組みの活性化支援</li> <li>● 災害時における社会福祉法人の役割についての検討</li> </ul>

(※)本計画では「ゲートキーパー」を単に「自殺を食い止める役割を持つ人」(狭い意味でのゲートキーパー)としてではなく、「悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげる人」(広い意味でのゲートキーパー)として捉えています。

### ② 地域住民・住民団体(当事者組織含む)にお願いしたいこと(抜粋)

- 広報紙やSNSなどで発信されるボランティアに関する情報に関心を持ち、自身の趣味や特技を活かせる活動を探してみましょう。
- 悩んでいる人の存在に気づき、支援につなぐ「ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、つなぐ人)」などの役割を学び、「心のサポーター」になりましょう。
- 若い世代や転入者など、新しい人が地域活動に参加しやすいよう、柔軟でオープンな雰囲気をつくりましょう。

### ③ 福祉事業者、専門職等にお願いしたいこと

- 社会福祉法人が持つ専門性や資源を活かし、地域貢献活動(公益的な活動)を積極的に推進しましょう。
- ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受け入れや、専門的なスキルを必要とするボランティアの育成に取り組みましょう。
- 学生や住民のボランティアを積極的に受け入れ、次世代の福祉の担い手を育てる土壌をつくりましょう。



## 基本目標ごとの取り組み



### 基本目標3 包括的な相談・支援の体制づくり



#### ① 町(行政)が住民・事業者の協力を得て取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
1	相談窓口の認知度の向上とアクセス向上の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 包括的相談体制の整備</li><li>● 訪問による相談支援等(アウトリーチ型相談)の強化</li><li>● 相談窓口の周知啓発</li></ul>
2	福祉制度の分かりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>● 活用できる福祉サービスに関する分かりやすいガイドブック等の作成</li><li>● SNS等の電子媒体なども活用した多様な手段による情報の発信</li></ul>
3	支援機関間の連携強化と包括的な相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>● 支援関係機関の連携体制の構築(多機関協働)</li><li>● 制度の狭間の問題に対する体制の整備(多分野協働による新たな資源づくり)</li><li>● 生活支援等体制整備事業の充実</li></ul>
4	当事者と寄り添っている福祉活動者との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>● 専門職や地域住民、当事者間での情報共有</li><li>● 当事者の困りごとを適時適切に専門的な支援機関につなぐルートづくり</li></ul>
5	権利擁護支援の推進(成年後見制度利用促進基本計画)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 権利擁護支援センター(仮称)の設立</li><li>● 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり</li><li>● 本人の意向を尊重する意思決定支援と後見人等の支援</li><li>● 成年後見における町長申立てと成年後見制度利用支援事業の推進</li><li>● 虐待やDVの防止・対応ネットワークの推進</li></ul>
6	地域の福祉課題解決に向けた協議の場の設置	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域福祉推進会議(仮称)等の設置・運営</li></ul>

#### ② 地域住民・住民団体(当事者組織含む)にお願いしたいこと(抜粋)

- 困りごとを一人で抱え込まないで、「こんなことを相談してもいいのかな」と迷わず、早めに相談窓口を利用しましょう。
- 虐待やDVのサインに気づいたときは、ためらわずに専門機関へ連絡(通報)しましょう。

#### ③ 福祉事業者、専門職等にお願いしたいこと(抜粋)

- 複合的な課題を抱える世帯に対し、事業所だけで抱え込まず、分野を超えて他の機関と連携・協働しましょう。
- 福祉課題を抱える当事者の意思決定を支援し、権利擁護の視点を持って、本人の望む生活の実現を支えましょう。





## 基本目標4 安全・安心な暮らしづくり



### ① 町(行政)が住民・事業者の協力を得て取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
1	緊急時・災害時の 助け合いの仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災知識の普及啓発</li> <li>● 災害時の情報伝達手段の整備</li> <li>● 個別避難計画の作成推進と訓練の実施</li> <li>● 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成支援</li> <li>● 社会福祉法人の専門性を活かした支援体制の構築と受援体制の検討</li> <li>● 福祉避難所の受入体制等の整備</li> </ul>
2	防犯・再犯防止活動の推進 (再犯防止推進計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防犯意識向上の推進</li> <li>● 防犯情報の共有・提供</li> <li>● 再犯防止に関する啓発活動の推進</li> <li>● 更生保護に携わる団体の支援と関係機関との連携強化</li> <li>● 「社会を明るくする運動」の推進</li> <li>● 薬物乱用防止対策の推進</li> </ul>
3	バリアフリーの まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</li> <li>● 福祉のまちづくり条例(兵庫県)の推進</li> </ul>

### ② 地域住民・住民団体(当事者組織含む)にお願いしたいこと(抜粋)

- 災害時に支援が必要な人(避難行動要支援者)の把握や、誰が支援するかを決める「個別避難計画」の作成にできる範囲で協力しましょう。
- 「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、防犯パトロールや子どもの見守り活動に参加しましょう。
- 罪を犯した人の立ち直りや社会復帰について理解を深め、孤立させず地域の一員として受け入れましょう。

### ③ 福祉事業者、専門職等にお願いしたいこと(抜粋)

- 災害発生時に、地域の要配慮者を受け入れる「福祉避難所」としての体制整備や訓練に取り組みましょう。
- 業務中の移動時などを活用し、防犯の視点を持って地域の安全パトロールや高齢者の見守りに協力しましょう。
- 協力雇用主となるなど、罪を犯した人の就労支援や居場所の提供に協力しましょう。



## 1. 計画内容の周知

住民一人ひとりが地域におけるふれあいや支え合いの重要性、地域福祉の重要性への理解を深め、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、広報紙やホームページなどで計画内容を公表し、広報・啓発に努め、住民への周知を図ります。

## 2. 計画の推進体制

地域福祉課及び関係課において今後の体制構築のための協議や計画の進捗管理を行い、計画を推進していきます。また、協議した内容等は地域福祉計画策定委員会へ報告し、意見を伺い、よりよい計画となるよう努めます。

## 3. 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、多岐にわたっているため、これら庁内関係各部門が、健康福祉事務所、警察、医師会等との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、町と地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会とが、既に地域で様々な活動をしている自治会、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、シニアクラブ、その他各種団体とも連携、協働を図りながら、地域福祉の推進に努めます。



## 4. 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、地域福祉課を事務局として、定期的に進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを図っていきます。

### 稲美町健康福祉部地域福祉課

〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地

電話 079-492-9136(直通)

FAX 079-492-8030